



令和4年3月23日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

損害調査結果の提供及び利用に関する協定 を締結します 【東海エリア自治体初】

豊川市では、三井住友海上火災保険株式会社と官民連携の取組み推進のため、令和3年4月に地方創生に関する包括連携協定を締結しています。その取組みの一つである防災の推進に関する事業において、このたび、下記のとおり「損害調査結果の提供及び利用に関する協定」の締結を行い、災害時の生活再建に必要となる罹災証明書を、速やかに発行できる取組みを図ります。

記

1 目的

協定の締結によって、水害時には三井住友海上火災保険株式会社の損害調査の結果が本市へ提供され、迅速な罹災証明書の発行に繋げることで、被災された市民の方の早期の生活再建へ繋がるものです。

2 締結日時及び会場

日時 令和4年3月28日（月） 午後1時00分から1時30分
会場 豊川市役所 市長応接室及び市長室

3 具体的な取組み内容

次ページのとおり

4 協定締結の出席（予定）者

三井住友海上火災保険株式会社

執行役員 中部本部長	赤木 匡 様
愛知東支店長	板倉 一浩 様
愛知東支店 豊橋南支社長	成合 信介 様

豊川市 市長 竹本 幸夫

【お問合せ先】

豊川市役所 総務部 資産税課 杉浦・小野
TEL 0533-89-2130 Eメール：shisanzei@city.toyokawa.lg.jp



豊川市と三井住友海上火災保険株式会社との
損害調査結果の提供及び利用に関する協定書に基づく取組み内容

協定書（第2条関係）	取組内容
三井住友海上火災保険株式会社が市民（保険契約者）から提供を受けたデータ及び情報の本市への提供	水災デジタル調査（チャットボット）による住家被害情報等の損害調査情報の提供。（契約者同意による） 豊川市 ⇒提供された住家被害情報を活用することで住家被害認定調査が完結できる場合もあり、罹災証明書*発行事務の効率化が期待できる。 市民の方⇒一度の調査で保険金請求と罹災証明書申請のための調査が完結され*、罹災証明書申請手続きでの負担軽減が期待できる。 （※再調査等が必要な場合があります。）
三井住友海上火災保険株式会社が行った被害調査に関するデータ及び情報の本市への提供	水害被害地域のデータ（浸水深データ等）が提供される。 豊川市 ⇒市内の被害状況把握の精度が高まり、適切な住家被害認定調査体制による調査の効率化が期待できる。

※罹災証明書とは

災害による住家の被害の程度を証明する書面をいい、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の申請時等に利用されます。